

議案第47号	三田市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
税 務 課	地方税法の一部を改正する法律並びに現下の厳しい経済情勢及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の公布を受け、寄附金控除の適用下限額の改正等を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
【改正趣旨】	「現下の厳しい経済情勢及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）」が公布されたことに伴い、三田市市税条例等の一部を改正しようとするもの。
【関係法令】	現下の厳しい経済情勢及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律
【改正内容】	<p>◆ 三田市市税条例（昭和32年三田町条例第12号）の一部改正（第1条関係）</p> <p>《市民税関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 寄付金控除の適用下限額の改正（第34条の7） <ul style="list-style-type: none"> → 【現行】 5千円を超える寄附金額の6%を税額控除（限度額有） → 【改正】 2千円を超える寄附金額の6%を税額控除（限度額有） ● 市町村・都道府県に対する寄附金の控除適用下限額の改正（付則第7条の4） <ul style="list-style-type: none"> → 【現行】 5千円を超える寄附金について所得税と住民税を合わせて全額を税額控除（限度額有） → 【改正】 2千円を超える寄附金について所得税と住民税を合わせて全額を税額控除（限度額有） ● 付則第7条の4の改正に伴う所要の規定整備（付則第16条の3、付則第16条の4、付則第17条、付則第18条、付則第19条、付則第20条の2、付則第20条の4） ● 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例措置延長（付則第8条） <ul style="list-style-type: none"> → 【現行】 平成24年度課税分まで実施（売却頭数 2000頭まで免税） → 【改正】 平成27年度課税分まで延長（売却頭数 1500頭まで免税） ● 東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の適用期限の特例措置（付則第23条） <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災により家屋が被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった場合であっても、本来の控除期間のうち引き続き住宅ローン控除を適用する特例措置を創設。 <p>《過料関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方税法の改正に基づく過料の上限額の改正 <ul style="list-style-type: none"> → 【現行】 3万円以下 → 【改正】 10万円以下 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民税の納税管理人の不申告（第26条） ・ 市民税（市申告書）の不申告（第36条の4） ・ 市民税（退職所得申告書）の不申告（第53条の10） ・ 固定資産税の納税管理人の不申告（第65条） ・ 固定資産税の住宅用地、償却資産の不申告（第75条） ・ 軽自動車等の所有者等の不申告（第88条） ・ 鉱産税の納税管理人の不申告（第107条） ・ 特別土地保有税の納税管理人の不申告（第133条） ● 地方税法改正による過料の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・ たばこ税の不申告・・・ 10万円以下（第100条の2） ・ 鉱産税の不申告・・・ 10万円以下（第105条の2） ・ 特別土地保有税の不申告・・・ 10万円以下（第139条の2） <p>◆ 三田市市税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第28号）の一部改正（第2条関係）</p> <p>《市民税関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上場株式等の配当等に係る軽減税率の延長（付則第2条） <ul style="list-style-type: none"> → 【現行】 平成23年12月31日までの上場株式等の配当及び譲渡益に対しては軽

減税率（1.8%）を適用

→ 【改正】軽減税率（1.8%）の適用期限を**平成25年12月31日まで延長**

◆三田市市税条例の一部を改正する条例（平成22年条例第15号）の一部改正（第3条関係）

《市民税関係》

●非課税口座内の上場株式等に係る所得計算の特例の実施延期（付則第1条、付則第2条）

※“非課税口座”とは、上場株式等の配当等に係る軽減税率の廃止に合わせて創設される制度で、一定の小額の配当譲渡所得を非課税とするもの

【現行】上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率（1.8%）の廃止とセットで、**平成24年分所得（＝平成25年度課税）から非課税口座内小額上場株式に係る非課税措置を実施**

→ 【改正】軽減税率（1.8%）の適用期間の2年延長に伴い、非課税口座内小額上場株式に係る非課税措置の実施を**平成27年度課税からに延期**

【施行期日】 下記以外・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公布の日
過料関係・・・・・・・・・・・・・・・・公布の日から起算して2月を経過した日
東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の特例関係・・・平成24年1月1日
肉用牛の売却による事業所得に係る特例関係・・・・・・・・平成25年1月1日

【経過措置】 1 第1条の規定による改正後の三田市市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成24年1月1日以後に支出する地方税法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金について適用する。

2 新条例付則第8条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、改正前の市税条例付則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 この改正条例の施行前にした行為並びに付則（改正条例の付則上記1及び2）の規定で「なお従前の例による」こととされる市税に係るこの改正条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。